

ものづくり企業リスキリング支援事業補助金

令和8年度

# 研修実施支援

ものづくり企業の研修費用を  
バックアップ！



- ☑ 金沢のものづくりを担う高度な知識や技術を持った人材の育成を応援します。
- ☑ 人材育成にかかる研修の開催や受講にかかる経費の一部を補助します。

## 対象事業

### 1 デジタル技術の習得

AI、IoT等のデジタル技術の  
向上を目的とした研修

### 2 熟練技術・技能の継承

加工などの専門的な技能等を  
習得する研修

補助額

対象経費の1/2

(限度額10万円)

※小規模企業者は2/3



【お問い合わせ】

金沢市商工労働課  
工業振興係

所在地 〒920-8577

金沢市広坂1丁目1-1 第一本庁舎 5階

TEL 076-220-2205

E-mail [syoukou@city.kanazawa.lg.jp](mailto:syoukou@city.kanazawa.lg.jp)

詳しくはこちら↓



## 1. 概要

ものづくり企業の人材育成にかかる、以下の研修の開催費用や受講料の一部を助成します。

- ◇AI、IoT、ビッグデータ等のデジタル技術の向上を目的とした研修
- ◇ものづくりの現場で必要とされる、加工などの専門的な技能等を習得する研修

## 2. 対象事業

### ◇研修実施事業[内部研修]

外部講師を招いて実施する、中小企業者、中小企業団体の内部研修

### ◇研修派遣事業[派遣研修]

外部組織が実施する研修に自社の人材を派遣する、中小企業者の社外研修

※派遣予定の研修が補助対象となるかはお問い合わせください。

## 3. 対象者

### (1) 以下のすべてを満たす中小企業者

- ① 製造業、情報サービス業、映像・音声等制作業、デザイン業その他これらに類する業種に属する事業を営んでいる。
- ② 申請日以前に引き続き1年以上、市内に①の事業の主たる事業所または生産施設がある。
- ③ 市税の滞納が無い。

### (2) 以下のすべてを満たす中小企業団体 \*

- ① 構成員の1/2以上が市内に主たる事務所を有し、(1)①に該当する事業を営んでいる。
- ② 申請日以前に引き続き1年以上、市内に主たる事務所がある。
- ③ 市税の滞納が無い。

\*「中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)」第3条第1項に規定する中小企業団体をいいます。

## 4. 対象経費

[内部研修] 講師謝礼、講師旅費、教材費、材料費、会場借上料、設備借上料

[派遣研修] 受講料

## 5. 補助額等

対象経費の1/2以内(小規模企業者は2/3以内) 限度額 10万円

※ 1社・団体が当該助成制度を利用できるのは合計3年度まで

## 6. 注意点

- ① 研修の内容、期間等により流れが異なる場合もございますので、事前にお問い合わせください。
- ② 他の助成制度(国、県、その他の助成\*)との重複は認められません。  
\* 職業訓練や雇用調整助成金など、他の助成金の交付がある場合は対象外となります。
- ③ 補助金交付には、補助対象経費に係る請求書・領収書のほか、内部研修では参加者名簿、派遣研修では修了証の写し等が必要です。

## 【手続きの流れ】

1. 金沢市に「補助金交付申請書」及び添付資料を提出  
経費の請求書及び領収書(明細がわかるもの)を添付してください。
2. 金沢市から「交付決定」の送付
3. 金沢市から補助金を交付

※研修の期間等により流れが異なる場合がありますので、事前にお問い合わせください。